

## Section 230 を巡る動き

### I. Section 230 の中身とその役割

トランプもバイデンも  
廃止を唱える Section  
230

投票日から 3 週間が過ぎた感謝祭の晩。トランプ大統領は自身のインスタグラムにこうコメントした。「国家安全保障の為に Section 230 は即刻廃止すべきだ！」

これを遡る 11 カ月前。去年の 12 月 16 日のニューヨークタイムズのインタビューで、バイデン次期大統領はこう発言している。「詰まり、Section 230 は取り消される (Revoke) べきだ。今すぐに取り消されるべきだ。真っ先に、だ。」

アメリカの第 45・46 代大統領が揃って、法律の一条項を名指して無くせと言う。以下詳細経緯を述べるが、ここ数年で、議会民主党・共和党の双方から、この Section 230 を制限する内容の法案が出されている。更に、今年 10・11 月に Google・Facebook・Twitter の社長がこの件で上院公聴会に召喚されている。

では、この Section 230 とは何か。これを取り消す・大幅に修正することは可能なのか。本稿では、最近の、特に 2020 年の選挙戦をきっかけに噴出した、この Section 230 を巡る議論について解説すると共に、この条項の取り消しが現実的かどうかを検証する。

Section 230 とは何か

一般には通信品位法 (Communications Decency Act) 230 条と称されるが、厳密には、1996 年成立の通信品位法 509 条の一部で制定された内容で、通信法 (1934 年通信法・1996 年電気通信法により改正) の 230 条として成文化された、とするのが正しい。

この Section 230 の核となる部分には大きく 2 つの内容が含まれている。

i. 「第三者提供情報コンテンツの包括免責」

双方向コンピューターサービス<sup>1</sup>の提供・利用者は、第三者から提供されたコンテンツの発行者 (Publisher) とは看做され

<sup>1</sup> 複数のユーザにインターネットへのアクセスを提供するサービスと広く定義されており、インターネット接続サービスを提供する Verizon FIOS や Comcast Xfinity、ホスティングサービスを提供する DreamHost や GoDaddy、検索エンジンの Google や Yahoo!、その他オンラインメッセージボード、ソーシャルメディアの Facebook や Twitter、その他多様なオンラインプラットフォームを含む。

ず、その内容に責任を課されてはならない (Section 230 (c)(1))

ii. 「好ましくない情報コンテンツ規律への免責」

双方向コンピューターサービス提供・利用者が、「善意に基づいて」、第三者提供情報コンテンツの中で、好ましくない<sup>2</sup>と判断した内容を、修正・削除等した場合、責任を課されてはならない (Section 230 (c)(2))

詰まり、こうした双方向コンピューターサービスを提供する企業は、自社プラットフォーム上の、第三者が載せた内容に責任を持たない一方で、自らが判断して内容を削除した場合でも責任を問われないということになる。

Section 230 には例外も含まれている。もし双方向コンピューターサービスの提供者が問題のあるコンテンツの開発に携わった場合は免責条項は適用されず、訴訟の対象となる。これ以外にも、連邦刑法・知的財産法・電子通信プライバシー法・売春斡旋禁止法などに係る訴訟の場合には免責対象外となる。

上にあげた様な一部の除外はあるものの、この免責条項により、双方向コンピューターサービス提供者は、第三者の載せるコンテンツに係る訴訟リスクを広範囲に抑え込むことに成功した。この守られた立場こそが、サーチエンジン、ソーシャルメディア、ビデオストリーミング等、インターネット関連サービスを大きく成長させた大きな要因であったと言って過言ではない。

**Section 230 制限の動き  
- 2018 年の SESTA-  
FOSTA 法**

Section 230 の施行から 24 年が過ぎ、その間にウェブサイトを利用した幼児売春や人身売買の問題が表面化した。だが、こうした問題に係る多くの訴訟は Section 230 を理由に却下されることとなる。こうした実態を踏まえて 2018 年、売春・人身売買に係る第三者コンテンツを掲載した場合の、Section 230 免責除外の法案 (SESTA-FOSTA 法) が提案されることとなった。一部の議員 (オリジナルの Section 230 を提案した民主党のワイデン上院議員と共和党のポール上院議員) が、無用な規制・言論の自由の侵害・規制対象の限定が不十分などとして反対に回ったものの、上下院とも圧倒的多数の賛成で可決され、(下院: 388-25、上院: 97-2) 同年 4 月、トランプ大統領の署名により成立した。

<sup>2</sup> 条文では、"obscene, lewd, lascivious, filthy, excessively violent, harassing, or otherwise objectionable" (品位を乱す・淫らな・煽情的な・下品な・過度に暴力的な・嫌がらせ的な・その他不快感を伴う様な) としている。

## II. 選挙の影響

### 選挙が火を付けた

上の SESTA-FOSTA 法成立に相前後して、この Section 230 の広範囲な免責条項に制限を加える動き（立法・法解釈）は、選挙前から出てきてはいた。だが、本格的に議論が高まった直接のきっかけは 2020 年の選挙戦である。

### 論議を呼ぶ大統領令

自身のツイートに Fact-checking link<sup>3</sup>を付けられた後の今年 5 月、トランプ大統領は関連省庁（商務省・連邦通信委員会・連邦取引委員会・司法省）に対して、この Section 230 の適用範囲等についての調査（上に記した Section 230(c)(2)の、サービス提供者による規律の免責の範囲に係る調査）並びに、適用範囲を明確化する為のルール策定を指示する大統領令を発令した。ソーシャルメディア等のサービス提供者が第三者提供情報コンテンツを規律（修正・削除等）する場合、その作為が、条項に基づいて善意で行われているかどうかを調査し、対処する内容である。

選挙半年前のタイミングでの大統領令は、一部で、自身の発言に検閲をかけるソーシャルメディアへの対抗という解釈をされることとなった。また、こうした大統領令の有効性に関して複数の訴訟が起こされることとなった。

### 連邦通信委員会の調査開始・Twitter と Facebook による記事転載制御・ソーシャルメディア CEO の召喚

投票日が近づくにつれて、Section 230 に係る議論はエスカレートした。10 月 14 日、Facebook と Twitter がバイデン候補（当時）のウクライナ疑惑<sup>4</sup>に関する記事の、ユーザによる転載をブロックする対応を採った。

翌 15 日、5 月の大統領令に基づき、連邦通信委員会は、Section 230 免責適用範囲明確化のルール作りに着手すると発表した。

（これに先立って商務省国家電気通信情報庁の調査と申請、連邦通信委員会による公開意見募集が行われた）

選挙間近の 10 月末には、上院商業（科学・交通）委員会が Facebook、Google、Twitter の CEO を、選挙後の 11 月半ばには、上院司法委員会が Facebook と Twitter の CEO を、公聴会に召喚した。共和党議員は、ソーシャルメディア等が Section 230(c)(2)に基づく規律の濫用、詰まり善意に基づかず政治的な意図で検閲や削除を行う、平たく言えば、保守派に対するネガティブなバイアスがあると主張すれば、民主党議員は、虚偽の情報が

<sup>3</sup> ツイート内容の検証を行えるページへのリンク。例えば、選挙結果を無効と主張する様なトランプ大統領の発言の下に、選挙結果、即ちバイデン次期大統領の当選の事実を、証拠と共に記載したページリンクを貼る類のもの。

<sup>4</sup> 息子が役員を務めるエネルギー会社への便宜を当時副大統領だったバイデン候補がはかったといった内容。

ソーシャルメディアを通じて喧伝されることに対して規律を強化すべきと応酬、両党共に Section 230 を規制せよと叫ぶ一方で、内容が全く逆という議論が続いた。ソーシャルメディア側は、議会の規制は受け入れるものの、Section 230 そのものの廃止は反対という立場を採った。

こうした選挙を意識した動きに前後して、複数の Section 230 改訂の法案が提出されたが、何れも前述の両党の主張の違いを反映した内容であり、多くは成立の可能性の低いものとなった。

### III. 選挙後 – Section 230 の廃止・根本的な改正はあり得るのか

#### 選挙戦の修辞と実態

冒頭の通り、トランプ大統領・バイデン次期大統領の両方が即刻廃止すべきと発言した Section 230 だが、これを廃止する・根本的に改正することは容易ではないと言っている。そんな足元の現実性が低いことにも関わらず、これを両候補が口走らざるを得ない理由は何か。表面的に言えば、何れも選挙活動の一環ということであろう。トランプ大統領は選挙の敗北を受けての発言であり、バイデン次期大統領は自身のウクライナに関する噂を Facebook で取り上げられたことへの反応の中での発言である。何れも選挙が一段落すれば収まる類のものだろう。だが、それとは別により根深い背景があることも同時に理解されるべきだ。

先ず、「双方向コンピューターサービス」の規模・多様性・社会への浸透度などが、24 年を経て、当時（今回公聴会に召喚された 3 社の何れもが設立されていない 1996 年時）は到底想像が及ばないレベルに達し、Section 230 自体が時代に対応できなくなっていることが挙げられるだろう。また、24 年に亘って機能し、結果としてインターネット関連ビジネスが急成長し浸透した結果、改正の機会を逸してしまい、改正に伴う影響の大きさから、抜本的な対策が容易に建てられないことも留意すべきだ。

勢い、今後も、今回の様に選挙戦の最中に「廃止せよ」という政治的修辞に飾られた発言が出て来る一方、具体的には、2018 年に成立した SESTA-FOSTA 法の様に、「双方向コンピューターサービス」のビジネスに大きな影響を与えない範囲で、限定的な改正が行われていくと考えるのが現実的な想定となろう。

#### 廃止の可否 - ソーシャルメディアを本質的に変えることを意味する

Section 230 を廃止したらどうなるか。想定されるのは、例えば誹謗中傷等に対する民事訴訟が提起されることなどであろう。ソーシャルメディアがここまでの規模に達している以上、こうした訴訟の数が多数に及ぶことも考えられる。ソーシャルメディア側は

浸透してきたソーシャルメディアに規制がかかる。これが意味すること。

党派間の関係に囚われずに済む様な共通の「敵」に対する対処療法が採られていく

訴訟への対処と同時に、訴訟を未然に防ぐために、専門家を起用した上で、問題となりそうなコンテンツの事前スクリーニングを行うことになるかも知れない。ただ、本当にそんなことをしたら、彼らのプラットフォームに掲載できるコンテンツは今ほど自由ではなくなり、掲載まで時間が掛かることは確実だ。コンテンツは、ソーシャルメディア編集後の内容であろうし、相当量のコンテンツは、今とは性格の異なるものとなるだろう。

検閲を受け、変化していくコンテンツとは別に、例えば YouTube にはケーブルテレビのチャンネルのアカウントもあり、その他のソーシャルメディアにも、多くの、訴訟リスクの低いコンテンツも存在するはずだ。従い、仮に Section 230 が廃止されても、ソーシャルメディアそのものがなくなるということは意味しない。だが、Section 230 の廃止に伴い、彼らがコンテンツの Publisher として内容に責任を負う様になった場合には、ビジネスモデルの見直しは必要となるだろう。

2018年の公聴会で、Facebook のザッカバーク CEO がハッチ上院議員に言った“Senator, we run ads.”という発言の通りで、ソーシャルメディアは広告収入に依拠している。もし Section 230 の免責がなくなったことを受けて、規則に適った・虚偽の無い・誹謗中傷のないコンテンツのみを掲載することで広告収入が維持できるのであれば、現状の継続が可能となる。ソーシャルメディアと付き合っている人や広告のスポンサーが、訴訟リスクのない=「正しい」情報に付加価値を見出すのであれば、Section 230 廃止によってソーシャルメディアは更なる成長機会を見出すかも知れない。特にソーシャルメディアで真剣に情報収集している人にとっては、大きな付加価値になる可能性もある。一方、検閲により掲載されなくなるコンテンツを楽しんでいた人たちにとって、それは付加価値の消滅を意味するだろう。

検閲に係る追加コストもソーシャルメディア側で発生することになる。前述の「正しい」情報からの付加価値起因で増えた収入がそれをカバーできなければ、収益性に悪影響が出る。それをそのまま受け入れることはあり得ないであろうから、ビジネスモデルに留まらず会社の形態が変わっていくこともあり得るだろう。

Section 230 が廃止されたときに何が起こるか、という質問への回答は変数も多く一様にはおさまらない。一方、確実なのは、そのインパクトの大きさである。選挙がひと段落した今、そのインパクトに関わらず、廃止に向けて動き出すドライバは見当たらない。一方で、党派間の対立が続くことを想定すれば、何らかの法

案が出され続ける可能性を排除しない。その中で、Sex Trafficking の様な明らかな共通問題が見出された時に、その部分限定で、ソーシャルメディア等のビジネスへの影響を踏まえて法案が成立すると読むのが自然な発想と言えよう。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。